

『ICF CLUB』会員会則

第1章 総則

(名称)

第1条 一般社団法人日本 ICF 情報支援機構（以下「日本 ICF」といいます。）が提供する、この会員制サービスは、『ICF CLUB』という。

(事務局)

第2条 この『ICF CLUB』の事務局は東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビル1階
日本 ICF 内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この『ICF CLUB』は、“共に生きる”『Around the World 想いは、世界を変える』という理念に基づき、地方創生『生涯活躍のまち構想』において生活機能に応じた『ICF 型ユニバーサルタウン』を目指します。

(目的の種類)

第4条 この『ICF CLUB』は、前条の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境保護の社会教育推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 消費者の保護と防災を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う個人・団体・企業の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この『ICF CLUB』は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉・教育・医療などの無料セミナーの開催
- (2) 会員交流会・勉強会の開催
- (3) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この『ICF CLUB』を利用する会員は、次の個人2種と団体・企業とする。

- (1) 個人会員 (ICF 会員・一般会員)
- (2) 団体・企業会員

(利用契約)

第7条 会員の利用契約については、特に条件を定めない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費(利用料)を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、3ヶ月以上会費(利用料)を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、これを除名することができる。

- (1) 法令又は『ICF CLUB』の規則に違反したとき。
- (2) 『ICF CLUB』並びに『一般社団法人日本 ICF 情報支援機構』の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費(利用料)及びその他の抛出金品は、返還しない。

附 則

1 本規約は2016年2月1日より実施するものとします。

2 この本サービスの入会金及び会費(利用料)は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。また、入会金及び会費(利用料)の払い込みに係る費用は、会員負担とする。

3 尚、オプション料金については細則にて定める。

- | | | | | | |
|----------|-------------|-----|--------|-----|----|
| (1) 個人会員 | I : 一般会員 | 入会金 | ¥3,000 | 月会費 | 免除 |
| | II : ICF 会員 | 入会金 | ¥3,000 | 月会費 | 免除 |

※個人会員は、入会と同時に永久会員となり月会費は、免除いたします。

- | | | | | |
|-------------|-----|----|-----|--------|
| (2) 団体・企業会員 | 入会金 | 免除 | 月会費 | ¥3,000 |
|-------------|-----|----|-----|--------|

※ライフデザインを創造し実現する取り組みを共に推し進める団体・企業会員の入会金については、免除させていただきます。

